

京都市少年合唱団を育む会 会則

(名称)

第1条 この会は、京都市少年合唱団を育む会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、京都市少年合唱団(以下「合唱団」という。)の音楽活動を支援することにより、本市青少年文化の育成を図るとともに、「文化首都・京都」の音楽文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 合唱団の音楽活動に対する支援
- (2) 合唱団の音楽活動に関する情報の提供
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会は、事務局を京都市中京区姉小路通東洞院東入る曇華院前町706-3
京都市教育相談総合センター内 京都市教育委員会生徒指導課内に置く。

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 法人・団体会員(以下「法人会員」という。)

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書及び会費を添え、事務局に提出する。

(期間)

第7条 本会の会員の期間(以下「会員期間」という。)は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度途中での入会を妨げない。

(会費)

第8条 本会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、2口以上の入会を妨げない。

- (1) 個人会員 年額 1口3,000円
- (2) 法人会員 年額 1口20,000円

(特典)

第9条 会員に対する特典は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 夏の定期演奏会を実施した月末までに2口以上入会した個人会員又は1口以上入会した団体会員には、当該年度の夏に実施した定期演奏会のCDを進呈する。
- (2) 当該年度の個人会員及び団体会員が、引き続き次年度も入会した場合は、当該年度の冬に実施した定期演奏会のCDを進呈する。
- (3) 合唱団の夏及び冬の定期演奏会の招待券を進呈する。招待券は、個人会員は1口につき1枚、法人会員は1口につき2枚とし最大10枚とする。
- (4) 前号以外の京都市教育委員会主催の特別演奏会については、事前に案内する。
- (5) 10月末日までに入会している会員で、希望があれば、第10条の定めるところにより、当該年度の冬の定期演奏会プログラムに広告を掲載することができる。
- (6) 希望する場合はプログラムに会員名を記載する。記載の順序は、個人会員・法人会員ごとに五十音順とする。

(広告の掲載)

第10条 プログラムに広告を掲載するときの広告の面積については、次表のとおりとする。

種 別	口 数	広告の面積
個人会員	3口	1ページの8分の1
	4口	1ページの4分の1
	5口または6口	1ページの2分の1
	7口以上	1ページ
法人会員	1口	1ページの2分の1
	2口以上	1ページ

2 広告の詳細は、プログラム作成時に随時案内する。

3 広告の内容について、プログラムに掲載するにふさわしくないと事務局において判断したときは、掲載を取り消すことがある。

(退 会)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、各号に掲げる日をもってその資格を喪失し、退会したものとす

(1) 退会届を事務局に提出したときは、届けに記載した日

(役 員)

第12条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 監 査 若干名

(選 任)

第13条 会長は、会員の中から選任し、京都市少年合唱団が委嘱する。

2 副会長、事務局長及び監査は、会長が選任する。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

3 事務局長は、本会に係わる事務を総括する。

4 監査は、本会の会計を監査する。

(任 期)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うこととする。

(理 事)

第16条 本会に、理事若干名を置くことができる。

(名誉会長及び顧問)

第17条 本会に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

(役員会)

第18条 本会に、役員会を置く。

2 役員会は、全役員で構成する。

3 役員会は、年1回開催し、事業報告、会計報告その他を行う。また、会長が必要と認めたときこれを召集し、本会運営の基本事項について決定する。

(経 費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予 算)

第21条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度事務局がこれを作成し、役員会の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合、又は軽易な場合には、会長の承認を得て執行することができる。

(決 算)

第22条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に事務局が作成し、決算報告及び事業報告並びに監査の意見をつけて、役員会の承認を受けなければならない。

2 剰余金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(決算及び事業の報告)

第23条 本会の決算報告及び事業報告については、役員会の承認後、全会員に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年7月14日から施行する。

この会則は、平成30年7月26日から施行する。